

序論

甲斐道太郎

阪神・淡路大震災から早くも三年がたとうとしている。神戸は急速に復興しつつあるという見方もあるが、復興しているのは、新幹線、高速道路、港湾あるいはデパートなどの中心街だけであって、一歩裏に入れば、いまだにプレハブ建物が散在する空き地が広がっている。一般市民の「生活」の復興は、遅々として進んでいないのである。本年九月現在で、神戸市の仮設住宅にはまだ一万六四〇〇世帯、三万人を超える人達が居住を余儀なくされている。この仮設地域ではいまだに孤独死が続いていて、七月には、水道料金を滞納して神戸市から水の供給を止められた一人住まいの女性が亡くなった。仮設居住者の生活の実情と行政の態度を如実に示す事件であった。罹災した市民の多くが、いまだに生活再建のめど立たないまま、その日暮らしの状態である。震災三周年を迎えようとしている。

「公的支援」を実現するしかない、ようやく多くの人が気づき始めている。先の国会に提出された二つの議員提案による法律案はその現れであるといつてよい。その一つは、小田実・早川和男・伊賀興一氏らが中心となって展開した「公的支援」の実現を求める市民グループの案をもとにして、超党派の国会議員が提案した「災害被災者等支援法」案であり、今一つは、新進・民主・太陽の三党の提案した「阪神・淡路大震災の被災者に対する支援に関する法律」案である。しかし、これらの法律案に関する審議は全くなされないままに国会は閉会となり、後者は廃案となったが前者は辛うじて参議院で継続審議に踏み止まって、市民運動グループは次期国会での審議に一縷の望みを託している。

ところで、私は、一九九六・七の両年度にわたって京都学園大学ビジネスサイエンス研究所より研究費の支給を受け、十数名の公・私法研究者と災害法を対象とし、関係者からのヒアリングなどの研究会を行っている。これは、一九八〇年度から三年間文部省の科学研究費の支給を受けて行った「災害をめぐる法理論の総合的研究」の共同研究を、阪神・淡路大震災を機に再開したものである。この研究会の中で、数度にわたって、伊賀興一弁護士など右の市民グループの運動の中心になって活動しておられるメンバーの話を聴く機会があった。運動が一般的な「公的支援」要求の段階に止まっている時期には、われわれ研究会メンバーの間にも理解を示す空気が強かったように思われるが、案が具体的な内容を整える段階になると、政策的でないし「法理論的な観点から多くの疑問が提示された。震災からの復興には、神戸市が進めようとしている行政主導のコースと、多くの研究者や市民グループが提唱している市民主導のコースとがある。先述したような現在の神戸に見られるインフラ中心の「復興」は前者のコースによるものであるが、市民の生活再建を中心とする本当の「まちの復興」は、後者のコースによらなければならない。この点については、われわれの研究会メンバーの意見は一致しているといつてよいが、それを実現する具体的な方策に関しては見解は必ずしも一致せず、研究会の趣旨からしても強いて統一すべきものではないと考えられる。

この特集は、われわれの研究会メンバーの中の、市民の生活再建のためには「公的支援」が不可欠であり、そのためには市民グループの推進する法律案の立法化をサポートする必要があると考えたメンバーが企画した。したがって、その内容は、私たちの研究会の一致した意見を示すものではなく、執筆者個人の見解であることをお断りしておきたい。

この特集は、本来もう少し後の号に掲載の予定であったのが、諸般の事情によって急遽この号に掲載されることになった。そのために、企画そのものや執筆者間の打ち合わせがきわめて不十分なものになったことをお断りしたい。

(1) 阿部泰隆「災害被災者の生活再建支援法案(上)」ジュリスト一九九一年一〇三頁以下に両案の比較が示されており、便利である。なお、この問題に関する阿部教授のこれまでの発言については、ここでは立ち入らない。

(2) その成果については、文部省に提出した報告書のほか、座談会「河川水害と法の新展開」本誌六〇巻二号がある。

(3) この点につき、兵庫震災復興研究センター編「大震災と人間復興」参照。

(4) 自身の見解は、「震災復興と法」日本住宅会議編「一九九六年版 住宅白書」二四頁、「建物の再建」特に借地借家をめぐって「法の科学」二四号一三四頁に簡単に述べた。

(5) このような事情に加えて、私自身が八月末から九月始めにかけて入院したために、打ち合わせの会合にも出席できず、その後のために本稿の執筆も遅れて不十分なものになってしまったことをお詫びしたい。

(かい・みちたろう 京都学園大学教授)